

2024 年度

学生・西区連携

まちづくり活動補助金 募集案内



西区役所

1. 概要

神戸市西区に立地する大学・高専の学生と、西区内に拠点を置く企業・団体等（以下「協力団体」という。）との協働による、区内の様々なまちづくり活動に要する経費の一部または全部を補助します。

2. 対象団体

神戸市西区に立地する大学・高専の学生等が構成員である、ゼミ・クラブ・サークル等の団体が対象です。申請の際は、所属する大学・高専の担当者（教員等）の確認が必要です。

3. 対象活動

以下に定めるテーマに沿った活動を対象とします。テーマの中から1つ選択し、必ず協力団体と連携して取り組んでください。また、申請書類の作成に先立ち、協力団体との事前打合せを希望する場合は、区までお問い合わせください。

なお、同一学生が複数のテーマで活動することは認められません。

■テーマ1 ファーマーズマーケットの実施による地産地消の推進

地産地消の推進を目的に実施する、ファーマーズマーケットの活性化を目指した、一般社団法人農サイドと連携した活動

（活動の具体例）

- ・西神中央で毎月20日に実施している「ウェルアベニューマルシェ」における、学生ブースの企画・運営
- ・独自のテーマ設定をした「ウェルアベニューマルシェ」とは異なるファーマーズマーケットの企画・運営

（活動の視点）

- ・ファーマーズマーケットが、更に市民に浸透するにはどういった取みをすれば良いか

（備考）

- ・ファーマーズマーケットの実施場所は西神中央を予定しているが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること。

（協力団体情報）

一般社団法人農サイド ホームページ

<https://nouse.com/>

■テーマ2 地域でこどもを育てる活動

孤独な子育てをなくし、地域ぐるみで楽しく子育てをすることを目指した、K O B Eのはしっ子と連携した活動

（活動の具体例）

- ・協力団体が実施する子育てイベントにおける、学生ブースの企画・運営
- ・こどもと学生の交流を目的としたイベントの企画・運営

（活動の視点）

- ・こどもの心を豊かにするために、どのような取組みをすればよいか
- ・子育て活動を通じた、地域の居場所づくりに必要なこととは

(備考)

- ・活動場所は西神中央を予定しているが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること。

(協力団体情報)

K O B E の は し っ 子 I n s t a g r a m

https://www.instagram.com/kobe._no._hashikko/

■テーマ3 有機農業の魅力発信

有機農業・有機野菜のPRや、里山ぐらしの魅力発信を目的に実施する、C - f a r m と連携した活動

(活動の具体例)

- ・有機農業のPRを目的とした、農業体験イベントの企画・運営
- ・協力団体の栽培する野菜を使用した、レシピや加工品の考案
- ・里山の魅力発信動画の作成による、SNS等を用いたPR活動

(活動の視点)

- ・有機農家がどのような思いで活動しているか
- ・西区の農村部における、里山ぐらしの魅力とは

(備考)

- ・活動拠点は平野町を予定しているが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること。

(協力団体情報)

C - f a r m I n s t a g r a m

<https://www.instagram.com/cfarm.jp/>

C - f a r m ホームページ

<https://c-farm.jp/>

■テーマ4 果樹団地のPRと規格外梨の活用

果樹団地の情報発信不足や、規格外梨の利活用といった課題解決を目的に実施する、農業組合法人高和第一生産組合と連携した活動

(活動の具体例)

- ・果樹団地のPR方法の提案・実施
- ・規格外梨の利活用方法の検討

(活動の視点)

- ・大規模な果樹団地の存在を市民に知ってもらうには
- ・規格外農産物に対する理解を深めるには

(備考)

- ・果樹団地は押部谷町にありますが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること。なお、8月9月は繁忙期のため、連携活動は出来ません。

(協力団体情報)

神戸三水園（高和第一生産組合） I n s t a g r a m

https://www.instagram.com/kobe_sansuien/

■テーマ5 はちみつの利活用とミツバチを通じた農村の魅力発信

はちみつの特性を活かした商品の開発や、ミツバチを通じた自然環境保護や農村の魅力発信を目的に実施する、一般社団法人さとのわと連携し

た活動

(活動の具体例)

- ・はちみつの特性を活かした子ども用の防災食・携帯食の企画・検討（商品立案やアンケート調査、パッケージデザインなど）。
- ・ミツバチを通じた、自然環境保護や農村魅力発信イベントの企画・運営

(活動の視点)

- ・こども用の防災食に求められる役割とは
- ・はちみつやミツバチを起点として活動する意味とは

(備考)

- ・活動場所は押部谷町にありますが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること。

(協力団体情報)

一般社団法人さとのわ ホームページ

<https://satonowa.info/>

■テーマ6 気軽に農に触れられる機会の提供

畑の活用方法の検討により、気軽に農に触れられる機会を提供することを目指した、悠々自適なセカンドライフCLUBと連携した活動

(活動の具体例)

- ・協力団体が実施する、週末農業を活用した企画提案・実施
- ・畑を活用した、農業体験や農産物を活用したイベントの企画・運営
- ・農の魅力発信を目的とした企画提案・実施

(活動の視点)

- ・“気軽に”農体験をしてもらうために必要なこととは
- ・畑に足を運んでもらえるイベントとは

(備考)

- ・活動場所は押部谷町にありますが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること。なお、12月中旬から2月10日までは繁忙期のため、連携活動は出来ません。

(協力団体情報)

悠々自適なセカンドライフCLUBホームページ

<https://linkfly.to/31114DHdCBU>

■テーマ7 畑の交流広場を活用した様々な人の交流

「伊川谷オンラインサロン（市営地下鉄伊川谷駅から徒歩10分）」の活用により、農業を通じた様々な人の交流を目的に実施する、協力農家（鶴田農園など）と連携した活動

(活動の具体例)

- ・「伊川谷オンラインサロン」を活用した、農業体験イベントや様々な人が交流するイベントの企画・運営
- ・伊川谷の環境を活かした農業の魅力発信・向上を目的としたイベントの企画・運営

(活動の視点)

- ・農家以外の方に農業を身近に感じてもらうため必要なこととは
- ・農家と市民がwin-winの関係を築くために必要なこととは

・SDGsの観点から、今後の日本の農業に必要なこととは
(備考)

・活動拠点は伊川谷町にありますが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること。

(協力団体情報)

伊川谷オフラインサロン ホームページ

<https://preview.studio.site/live/RQqJPeMwWg>

伊川谷オフラインサロン Instagram

https://www.instagram.com/ikawadani_offlinesalon/

その他、テーマに関わらず以下のすべてを満たす必要があります。

- ① 地域住民の理解協力を得られること
- ② 営利を主目的とした活動でないこと
- ③ 協力団体を含む、特定の企業・商品のPRを主目的としないこと
- ④ 宗教的活動または政治的活動でないこと
- ⑤ 神戸市の総合計画等に反するものでないこと
- ⑥ 法令、公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと
- ⑦ 当該補助金の対象となる活動について、神戸市から他の補助または助成を受けていないこと

4. 補助金

① 補助率・補助上限額

補助対象経費の全部（上限10万円／件）

② 補助対象経費

活動に要する直接経費であり、以下のいずれかに該当するもの。ただし、支出内容が領収書等・口座振込通知等で証明できるものに限りません。

- ・報償費 講師やアドバイザー等への謝金
ただし、申請者・申請団体・協力団体の構成員に対して支払われるものについては、対象となりません。
- ・旅費 講師やボランティア等への交通費
※公共交通機関の利用を基本とし、合理的な経路であるかの確認を行います。タクシーや高速道路等の利用も対象ですが、必要となる理由と領収書が必要です。また、活動団体の構成員については、大学～活動場所までの旅費が上限です。
- ・消耗品費 チラシ等の印刷費、材料費、資材等の購入にかかる経費
ただし、食事代やお菓子（景品用含む）など間接経費とみなされるものは対象外です。
※備品（1年以上の使用に耐えるもの）は対象外です。
- ・役務費 郵送料、広告料等
- ・委託費 会場の設営や広報物作成等、業者委託に要する経費
ただし、活動の大半を外部に委ねるものは認められません。

- ・ 使用料 活動時に必要な会場使用料や機材等の賃借等に要する経費
- ・ 保険料 イベントを実施する際の傷害保険などに要する経費

その他、補助対象経費について、ご不明の点があればお問い合わせください。

5. 補助対象活動の実施期間

下記の期間内に実施する活動を補助対象とします。

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

6. 補助の申請

(1) 申請期間

令和6年4月15日（月）～5月24日（金）まで

※受付は電子メールでのみ行います。

(2) 提出書類

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 活動計画書（様式第2号）
- ・ 収支計画書（様式第3号）
- ・ 活動者リスト（任意様式、記載例を参考に記載してください）

《ダウンロードURL》

<https://www.city.kobe.lg.jp/k25836/kuyakusho/nishiku/oshirase/boshuu/daigakujosei.html>

(3) 提出先

西区総務部地域協働課まで、メールでご提出ください。

E-mail: west@office.city.kobe.lg.jp

7. 審査

- ① 提出いただいた書類について、要件の確認後、内容審査および協力団体への確認を行い、予算の範囲内で採否を決定します。
- ② 審査に先立ち、事務局より申請内容について問い合わせを行う場合があります。
- ③ 審査結果については、6月下旬にお知らせする予定です。

8. 補助金の流れ

- ① 審査の結果、補助対象活動に決定した場合、補助金交付決定通知書を送付します。
- ② 活動終了後、活動終了月の翌月末（活動終了月が2月の場合は2月末）までに以下の報告書を提出してください。なお、提出書類は学内担当者の確認後、区へ提出してください。
 - ・ 活動報告書（様式第10号）
 - ・ 事業の実施状況がわかる書類

- ・収支報告書（様式第11号）
 - ・事業に要した費用を証する書類
- ③ ②の書類の確認を行い、補助額の確定を確定します。確定後、補助金の支払いを行います。

9. 書類提出・問合せ先

〒651-2295

神戸市西区糀台5丁目4-1

西区総務部地域協働課

TEL：078-940-9501 内線212

E-mail：west@office.city.kobe.lg.jp